



平成 25 年 9 月 26 日

各 位

会 社 名 ウ ェ ル ネ ッ ト 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 宮 澤 一 洋
(J A S D A Q ・ コード 2 4 2 8)
問 合 せ 先
役 職・氏 名 取締役管理部長 猪 飼 俊 哉
電 話 0 3 - 3 5 8 0 - 0 1 9 9

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 9 月 26 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、下記の要領により、ストック・オプションの目的で新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権を発行する理由

社外取締役を除く取締役が当社の業績向上による企業価値向上への強い意識を持ち、同時に株主重視の姿勢を明確にすることを目的とする。

2. 新株予約権に係る募集事項

（1）新株予約権を割り当てる日

平成 25 年 10 月 16 日（以下「割当日」という。）

（2）新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

平成 25 年 10 月 16 日

（3）新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、1 株当たりのオプション価格（以下「オプション価格」という。）に第 4 項（4）に定める目的株式数を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）とし、オプション価格は、以下の算式（ブラック・ショールズ・モデル）により計算される金額とする。

$$\text{オプション価格 } (C) = S e^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$
$$d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

とし、それぞれの算式における記号の意味は、以下のとおりとする。

C : オプション価格

S : 株価

割当日の前日（平成 25 年 10 月 15 日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）

X : 行使価額（1 円）

t : 予想残存期間（9.06 年）

σ : ボラティリティ

平成 16 年 12 月 21 日から平成 25 年 10 月 15 日（約 8 年 10 か月）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出する。

r : 無リスクの利子率

残存年数が予想残存期間（ t ）に近似する国債の利子率

λ : 配当利回り

直近事業年度の配当実績に基づき算出する。

$N(d_n)$ 標準正規分布の累積分布関数

（4） 払込みの方法

新株予約権の割当対象者は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で別途締結する「新株予約権割当契約」に従い、当該新株予約権の払込金額の払込債務と当社に対する報酬請求債権とを相殺することにより払込みを行う。

3. 新株予約権の割当てに関する事項

（1） 新株予約権の割当ての対象者

当社取締役（社外取締役を除く。） 4 名

（2） 新株予約権の割当ての内容

当社は、以下のとおり新株予約権を割り当てる。

取締役 4 名に対して 112 個（予定）

4. 新株予約権の内容

（1） 新株予約権の名称

ウェルネット株式会社株式報酬型ストック・オプション第 3 回新株予約権

(2) 新株予約権の総数

112 個

上記個数は、取締役報酬内規に基づき、各取締役に割り当てる新株予約権の個数の合計とするが、実際に割り当てる個数は、オプション価格に基づき割当日の前日までに決定する。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類

当社普通株式

(4) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式（以下「目的株式」という。）の数（以下「目的株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、行使価額は1円とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年10月16日から平成65年10月15日（行使期間の最終日が銀行休業日の場合はその前銀行営業日）まで40年間とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(9) 新株予約権の取得承認

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(10) 新株予約権の行使条件

- ① 各新株予約権1個の一部行使は認めない。
- ② 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ 当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた場合。
 - ロ 会社に重大な損害を与えた場合。
 - ハ 相続開始時に、新株予約権者が後記④に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。
 - ニ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申出した場合。
- ④ 新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る）1名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役の地位にある間は、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。
- ⑤ 新株予約権者が死亡した場合、あらかじめ届け出た新株予約権者の相続人1名に限って、相続人において3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。
- ⑥ その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(11) 新株予約権の取得事由

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権が（10）③に定める条件に該当し、権利を行使し得なくなった場合、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(12) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

(13) 新株予約権の行使請求受付場所

当社管理部（又はその時々における当該業務担当部署）

(14) 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

みずほ銀行東京営業部(又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の継承支店)

(15) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は発行しない。

以上